

○財務省令第一号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）及び関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行に伴い、税関職員的身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

税関職員的身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令

（税関職員的身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条 税関職員的身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」に、「第五条第三項」を「第七条第三項」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び令」を、「第三十二条第二項第二号（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）及び」に改める。

第七条の表以外の部分中「第二項」を「第三項」に改める。

第七条の三中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に、「において」を「（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において」に、「第十九条第二項」を「第十八条第四項」に改める。

第十一条第一項第二号中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改める。

本則に次の一条を加える。

（木材の指定）

第十二条 令別表第一第三十二項から第三十四項までに規定する財務省令で定めるものは、アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメラランチ

、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジヨ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、イン
ブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、
クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメラランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガ
ニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メラランチバカウ、メラワン、メルバウ、
メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバ
ンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリツサンドルグアテマラ、パリツサンドルパラ、
パリツサンドルリオ、パリツサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ
、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、ト
ラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメラランチ、ホワイトセラヤ及びイエローメラランチとする。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用
に関する規則の一部改正）

第三条 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四〇号の四及び第四〇号の五を次のように改める。

四〇	経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十	第六条第一項第一号ロ
の四	六年政令第三百九十四号）	第六条第三項第二号
の五		

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第四条 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成二十六年財務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」に改める。

本則中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

別紙様式中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。